

地域子ども・子育て支援事業（今後の方向性）

◎ 子ども・子育て支援法第 59 条に「市町村は、内閣府令で定めるところにより、第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」と規定されています。

◎ 規定されている事業（13 事業）

| 番号 | 事業名 | 分科会 | 状況 | 番号 | 事業名 | 分科会 | 状況 |
|----|-------------------|-----|----|----|----------------------------|-----|----|
| 1 | 利用者支援事業 | A・C | 新規 | 8 | 一時預かり事業 | A | 実施 |
| 2 | 地域子育て支援拠点事業 | A・C | 実施 | 9 | 延長保育事業 | A | 実施 |
| 3 | 妊婦健康診査 | C | 実施 | 10 | 病児保育事業 | A・C | 実施 |
| 4 | 乳児家庭全戸訪問事業 | C | 実施 | 11 | 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） | B | 実施 |
| 5 | 養育支援訪問事業 | C | 実施 | 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | A | 新規 |
| 6 | 子育て短期支援事業 | C | 実施 | 13 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | A | 新規 |
| 7 | ファミリー・サポート・センター事業 | C | 実施 | | | | |

1) 利用者支援事業

- ◎ 子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う「利用者支援事業」への取り組みを進めます。

2) 地域子育て支援拠点事業

- ◎ 乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、地域子育て支援拠点事業の継続的な実施を図ります。
- ◎ 市民ニーズを考慮しつつ、事業の利用状況などを見ながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

3) 妊婦健康診査

- ◎ 14回の妊婦健康診査を継続して実施します。

4) 乳児家庭全戸訪問事業

- ◎ 乳児家庭全戸訪問事業を継続して実施します。
- ◎ 家庭訪問員の資質の向上を図るため、専門家による研修や訪問員相互の研修を行い、実施体制や方法について検討していきます。

5) 養育支援訪問事業

- ◎ 養育支援訪問事業を継続して実施します。
- ◎ 関係機関との更なる連携を図ります。
- ◎ 家庭内における適切な養育環境の提供を目指した自立支援を行います。

6) 子育て短期支援事業

- ◎ 現行通り、事業を実施します。

7) ファミリー・サポート・センター事業

- ◎ 本事業についての情報発信の強化（制度周知による会員の増加）や依頼会員と提供会員の交流会の開催など、利用しやすい環境づくりを行います。
- ◎ 提供会員になるための講習会について、質を確保しながら、より受講しやすい体制（時間、回数等）を整えます。

8) 一時預かり事業

- ◎ 新制度において新たに移行される幼稚園型の一時的預かり事業と現行の一時的預かり事業について、新制度への円滑な移行を進めます。

9) 延長保育事業

- ◎ 新制度移行による市民ニーズを考慮しながら、現在の延長保育事業の継続的な実施を図ります。

10) 病児保育事業

- ◎ 児童の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育事業について継続的な実施を図ります。

11) 放課後児童クラブ（児童健全育成事業）

- ◎ 待機児童解消を最優先として、新たな放課後児童クラブの開設等による確保方策の適正な実践に努めます。
- ◎ 新たな放課後児童クラブの開設に当たっては、子どもの安全性の確保や持続可能性を考慮しつつ、多様な民間活力の導入や既存施設の有効活用を推進します。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ◎ 新制度の動向を踏まえて、今後のあり方を研究します。

13) 多様な主体の参入促進事業

- ◎ 新制度移行後の状況を考慮しながら、必要に応じて事業実施について検討を行います。